

大分県暴力団排除条例の一部改正(案)の概要

1 暴力団事務所の開設・運営に対する規制（拡大・新設）

【暴力団事務所の開設及び運営の禁止】

現行条例では、学校、図書館、児童福祉施設、公民館、博物館等の保護対象施設の周囲 200 メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止していますが、これに加え、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する「都市公園」を追加し、違反者は、現行条例の規定に基づき、罰則（1 年以下の拘禁刑又 50 万円以下の罰金）の対象とします。

また、都市計画法第 8 条に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）での暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規定を新設し、違反者に対する措置として、公安委員会が中止命令を発出できることとし、この命令に違反した者は、罰則（1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）の対象とします。

2 青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止する規制（新設）

【青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止】

暴力団員が、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせることを禁止する規定を新設し、違反者に対する措置として、公安委員会が中止命令又は再発防止命令を発出できることとし、この命令に違反した者は、罰則（6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）の対象とします。

3 暴力団排除特別強化地域（新設）

【暴力団排除特別強化地域】

暴力団の排除を特に強化する地域として、

- ・大分市都町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目
- ・大分市中央町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目
- ・別府市北浜 1 丁目、楠町、元町

を暴力団排除特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）と定め、特別強化地域内における下記行為を禁止します。

【特定営業者の禁止行為】

特別強化地域において、特定営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業等及び食品衛生法第 55 条第 1 項の許可を受けて営む飲食店並びに風俗案内業、客引き・スカウト業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「特定営業者」という。）が、暴力団員又は暴力団員が指定した者から用心棒の役務の提供を受けることや、暴力団員又は暴力団が

指定した者に用心棒料、みかじめ料などの利益を供与することを禁止し、違反者は、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）の対象とします。

【暴力団員の禁止行為】

暴力団員が、特別強化地域における特定営業の営業に関して特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせることや、特定営業者から用心棒料、みかじめ料などの利益の供与を受けることを禁止し、違反者は、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）の対象とします。

4 その他

【自主減免規定】（新設）

特別強化地域内における特定営業者の禁止行為については、特定営業者からの自主的な申告があった場合は刑を減免することができることとします。